

# 国民健康保険料（国保）・後期高齢者医療保険料（後期）・介護保険料（介護）の納付確認書・納付額確認書のお知らせ

発送時期は、1月下旬頃の予定です。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付義務者の方に、令和6年1月1日～12月31日までに普通徴収（納付書による納付・口座振替）または、障害年金・遺族年金からの特別徴収（年金天引き）で納付された保険料について、圧着はがき（国保）・封書（後期及び介護）を令和7年1月下旬頃に郵送します。

納付確認書・納付額確認書は、確定申告の際に社会保険料控除として申告できますので、このお知らせはその参考資料としてご利用ください。

問い合わせ先 保険福祉課 TEL 377-5659

(注)

- ・国民健康保険料においては世帯主の方が納税義務者となります。（国民健康保険法第76条）納付確認書も世帯主名で発行しますが、実際に納付された方が社会保険料控除として申告できます。
- ・障害年金・遺族年金以外の年金から特別徴収（年金天引き）されている方につきましては年金支払者（日本年金機構等）から発送される源泉徴収票に1年間で徴収された額が記載されています。

## 知ってほしい お薬の話

町では皆様に安心してお薬を使用してもらうために、令和4年度から四日市薬剤師会と協力しながらお薬に関する様々な情報をお伝えしています。

今回は災害時についてお伝えします。

### お薬の災害対策できていますか？



四日市薬剤師会  
薬剤師 橋本世李

2024年は元旦から能登半島地震があり、防災意識が高まったことで、水や食料などの防災グッズを準備された方も多いと思います。その中には医薬品は入っていますか？

特に、高血圧や糖尿病、心臓病などの持病があり、毎日薬を服用している方は、薬がなくなると命に関わることもあります。災害が起こってから避難所に医薬品が供給されるまで3日程かかると言われています。状況によっては1週間程かかる可能性もあります。そのため、毎日服用している薬は7日分ほど非常持ち出し袋に入れておくことで安心です。さらに、現在服用中のお薬の内容が記載されたお薬手帳のコピーや説明書なども一緒に入れておくことで避難所でお薬を出してもらう際にスムーズにお薬を受け取ることが出来ます。

毎日飲んでいない薬がないという方でも医薬品は備えておいた方が安心です。

災害時に役立つ常備薬を紹介します。

<p><b>総合かぜ薬</b></p>	<p><b>解熱鎮痛剤</b></p>	<p><b>胃薬・整腸剤</b></p>
<p><b>抗炎症・抗菌作用のある塗り薬 消毒薬</b></p>	<p><b>その他衛生用品</b></p>	

有料広告掲載欄

### 介護付き老人ホーム エクセレントあさひ

- ★要介護1以上の方からご入居頂けます。
- ★中・重度の方や認知症の方、ご入居可能です。
- ★看取りについてもご相談ください。
- ★ご入居時、退院時送迎致します。

～「ゆ」っくり・「た」のしく・「か」そくのように豊かな生活がテーマです～



医療法人 福島会  
すべての人に微笑みを  
— 医療・介護を通して地域社会に貢献する —

376-2008 ぶくじまだより 検索  
日々の様子をブログにて公開中

三重郡朝日町小向2064-1